

和光市総合振興計画審議会第1回会議 会議要旨

開催日：平成24年5月14日（月） 午後1時～4時

開催場所：和光市役所503会議室（市役所5階）

出席者：花輪宗命会長（4号委員）、関口泰典副会長（5号委員）

2号委員（和光市農業委員会の委員）加藤親次郎

3号委員（市内公共的団体等の役員）山田智好、斎藤和康、荒木保敏、佐々木元子、
松田廣行、金子正義、野宗玲子

4号委員（知識経験を有する者）中村耕三、宍戸博

5号委員（公募による市民）梅沢直、藤川和孝、泉常夫、松永靖恵

（欠席：2名）

次第：1 委嘱状の交付

2 市長あいさつ

3 委員・事務局の紹介

4 会長、副会長の選出・就任あいさつ

5 諮問

6 議事

(1) 会議の公開について

(2) 和光市総合振興計画進行管理の仕組みについて

(3) 和光市総合振興計画進行管理における外部評価について

(4) 外部評価の進め方について

(5) 部会の設置・部会長の選出

7 その他

1 委嘱状の交付

各委員へ委嘱状を交付した。

2 市長あいさつ

市長

本日は、お忙しい中、和光市総合振興計画審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

第四次和光市総合振興計画は昨年度4月にスタートし、今年度は2年目になっております。総合振興計画についてですが、行政というのは長期的な計画を持って進んでいくことが、これまででは通例となっておりましたが、昨今の規制緩和によって総合振興計画を策定しなくてもよいこととなりました。しかし和光市といたしましては、引き続き、計画的な行政をしっかりと進めていくため、和光市総合振興基本構想を策定し、今後も計画行政を進めていきたいと考えております。

この計画をつくる際には、計画の実現性に配慮して策定いたしました。和光市としましては、この10年の計画を前期と後期に分けて実施していき、さらに、実施計画として次年度以降の事業計画である3箇年の計画を毎年ローリングしていくことで、計画を担保して、計画行政を進めていきます。計画の進行管理と表現をしておりますが、つまり計画がしっかりと

実行されているかということ、また、この計画にそって行政が行動しているかということ、
しっかり確認していただくこととなります。

皆様には、さまざまなお手数をおかけする場面もあろうかと思いますが、なにとぞご協力の
ほどよろしくお願い申し上げます。

3 委員・事務局の紹介

各委員及び事務局職員が自己紹介を行った。

4 会長・副会長の選出、就任あいさつ

(1) 会長・副会長の選出

会長に花輪委員、副会長に関口委員が選出された。

(2) 会長・副会長の就任あいさつ

花輪会長

改めまして、会長に指名いただきました花輪でございます。よろしくお願いいたします。
先ほど自己紹介させていただきましたが、大東文化大学においては、地方財政を中心に研
究しております。外部評価ということにつきましては、イギリスに留学しておりました際
に、サッチャー氏の大胆な行政改革において、一つの手法として採用され、これによって
イギリスが活性化された経緯を見ておりまして、その後、関心を持って勉強させていただ
いた分野です。しかし、現場の情報がないままでは机上の空論となってしまいますので、
大東文化大学があります板橋区でお手伝いをさせていただいております。まだ試行錯誤と
いう中ではありましたが、今回和光市に声をかけていただきまして、参加させていただきました。
実は、地方自治や行財政の専門の知人が和光市長とお知り合いとのことで、若手
のホープと伺いましたので、大変楽しみにしておりました。これまでの知見を生かして、
皆さんと一緒にいい仕事をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします
です。

関口副会長

改めまして、ごあいさつ申し上げます。関口泰典と申します。今回この審議会の委員に
就かせていただいたのは、平成16年度にスタートしました市民参加条例や協働指針によ
りますものと理解しております。皆さまとともに、総合振興計画に基づくまちづくりを進
めていきたいと思っております。微力ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

5 諮問

会長へ諮問書を手渡した。

6 議事

(1) 会議の公開について

ア 事務局説明

審議会の公開、会議録の作成・公表については、市民参加条例第12条第4項及び第
6項の規定に基づき公表する。会議録のまとめ方など詳細については、要点記録、発言
者の委員の名称の記載、ホームページ、公民館、図書館等での公表を考えている。また、
会議録の校正については、全委員に確認をいただき修正を行う。期限までに連絡がない

場合は修正なしとして扱う。

イ 質疑応答・結論

事務局案を承認する。

(2) 和光市総合振興計画進行管理の仕組みについて

ア 事務局説明

(ア) 総合振興計画について

当市の総合振興計画は、基本構想と実施計画の2つの計画で構成され、基本構想とは、和光市の今後10年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針となるもので、市政運営の最も基本となる計画であり、実施計画とは、基本構想に基づく施策を推進するための具体的な事務事業の3カ年の計画内容を示しており、予算編成の指針となるものである。現在、約300事業ほどの事業が位置づけられている。

(イ) 総合振興計画進行管理の仕組み

内部の和光市総合振興計画進行管理の仕組みについては、「P：計画、D：実施、C：評価、A：改善」のサイクルにより、計画に基づく施策及び事務事業を行い、その結果を評価することで、計画の進捗状況を把握し、改善を図り、施策及び事務事業を進めていくことで、進行管理を行っていきとしている。

プランは、市の計画・方針として、総合振興計画基本構想（10年）、実施計画（3年）、行政経営方針（1年）、部局等方針書（1年）などがある。行政経営方針については、基本構想に位置づけられた施策の方向性を示しており、実施計画を策定するにあたっての方針となっている。部局等方針書については、市全体の方針である行政経営方針を受けて、各部局において、次年度の施策の進め方、事業の進め方について、検討を行い、部局の方針をまとめる。最終的には、実施計画及び予算編成終了後、部局における重点施策及び重点事業を示し、その具体的な計画・目標を部局等方針書としてまとめる。

ドゥ（実施）は、計画・方針に基づき、各所管課において事業を実施する。

チェック（評価）は、実施した施策及び事務事業について、評価を行う。事業の実績や成果、施策の達成度、今後の方向性などについて評価する。ここで、施策の達成度を評価し、総合振興計画の進捗状況を確認する。

アクション（改善）は、評価した結果を踏まえて、見直しの方向性等の検討を行い、次年度の行政経営方針及び部局等方針書において示し、それらに基づく改善を行い、その具体的な改善内容は、実施計画に反映していく。

スケジュールは、4月から5月にかけて、市の内部による事務事業の評価及び施策の評価を実施し、7月中旬に、翌年度の行政経営方針を策定し、実施計画策定作業をはじめ、実施計画を11月下旬に策定し、それに基づく翌年度の予算編成を行っていく。

(ウ) 和光市行政評価システムについて

和光市の行政評価システムは、総合振興計画を基にした「事務事業評価」と「施策評価」で構成されている。

事務事業評価とは、総合振興計画の施策を構成する事務事業を評価するもので、成果による目標管理、成果志向への体質改善や職員の意識改革を目的とする担当者

の事務改善ツールとして活用するものである。

施策評価は、総合振興計画に位置付けられた施策・方針を評価するもので、施策の達成度を確認するとともに、市民ニーズや満足度を踏まえ、今後の方向性を明らかにするためのツールとして活用するものである

評価の内容、及び評価体制については、まず、年度当初に、事務事業評価及び施策評価を実施する。

事務事業評価については、担当者が一次評価をした後に担当課長が二次評価を行い、施策評価は担当課長が一次評価をした後、行政評価委員会で二次評価を行い、最終的に行政経営会議で市としての評価を行う。

評価の結果については、行政経営方針の策定や実施計画の作成、予算編成の基礎資料として活用する。

(エ) 施策評価について

施策評価の進め方については、まず、施策の内容を明らかにし、その上で、市民意識調査や施策を取り巻く環境から、市民ニーズを把握する。次に、総合振興計画基本構想に設定している施策指標の現状値を把握して、指標の達成度を評価する。

また、この指標の達成度も参考にし、施策を推進するために、施策を構成する取組内容が有効であったかなどといった視点で、取組内容の達成度を評価する。

そして、「施策が順調に進んでいるのか、そうではないのか」施策の達成度を評価する。

そして、個々の評価の中で、また施策の達成度の評価において、なぜ順調にすすんでいるのか、またはそうではなかったのか理由を検討する中で、施策の課題について把握していく。

これらの評価を受け、「施策の推進に向けた今後の施策の展開や事業の見直しをどうしていくか」という、今後の施策の方向性を評価する。

この評価に加え、施策を構成する事務事業について評価をする。具体的には、「施策目標を達成するために」という視点で、事務事業が有効かという事務事業の妥当性、また、施策を推進する中で、優先すべき事業はどれかといった優先度の評価をする。

具体的な策評価表の見方は配付資料5の14ページに添付しており、外部評価を行っていただく際の資料となる。

「1 施策の概要」では、施策を誰のために、また何のために推進し、その施策の現在の状況や課題が何か記載されている。この欄の内容は第四次和光市総合振興計画基本構想の記載内容と原則同様になっているが、計画期間中に変更が生じた場合、修正を行っていく。

「2 施策指標の達成度」の欄では、施策において何をどれだけ行い、どれだけ効果があったか、第四次和光市総合振興計画基本構想に設定している指標について記載されている。なお、目標値については、同基本構想に設定されている平成27年度及び32年度の目標値が記載されている。そして、目標値に対する進捗率に基づいて、施策指標はどれだけ達成できたか4段階で評価した結果を記載されている。なお、指標については、計画に基づく施策指標の他に、施策の進捗がより分かりやすい指標があった場合、補足指標として追記している。

「3 施策の取組内容の達成度」の欄では、施策を構成する取組み内容について、指標の目標値の達成度や事務事業の成果を参考に、活動の成果や進捗状況、また解決していない課題等を評価した内容が記載されている。

「4 これまでの取組に関する施策全体の総合評価」の欄では、取組が順調に進んでいるのか4段階で評価した結果と、その判断根拠や課題について記載している。また、施策のサービス内容について、その水準が近隣他市と比較して高いか低いかを併せて記載している。

「5 今後の施策の方向性」の欄には、担当課長が「今後施策を推進するに当たって、どのように施策を展開するのか。また、どのように事業を見直すのか。」といった今後の方向性を評価し、記載している。また、サービスの対象が増えるのか減るのか、基本目標の目的達成に対してどれだけ貢献するのかを併せて記載している。

「6 今後の施策の方向性（二次評価）」の欄には、二次評価として行政評価委員会が、今後の施策の方向性を評価し、その結果を記載している。また、サービス水準が現状どうか3段階で評価し、その水準の方向性と、目標水準、コストの方向性を併せて記載している。

「7 今後の施策の方向性（次年度行政経営方針）」の欄では、行政経営方針が策定された後、施策の方向性の内容が記載されている。

「3 施策の取組内容の達成度」の欄の「今後の方向性」の欄では、今後の施策の方向性に基づき、構成する事務事業を相対的に3段階で評価した優先度と、施策目標を達成するために事務事業が妥当であるかを評価した内容が記載されている。

イ 質疑応答

なし

(3) 和光市総合振興計画進行管理における外部評価について

ア 事務局説明

実施要領については、昨年度の審議会において今後の外部評価の方向性や対象、評価の方法等を審議していただき、その答申を受けて作成したものである。

「1 外部評価の基本的な方向性」については、ここでは、総合振興計画の推進を図るため、市民の皆さんなど、いわゆる外部の方々に参加する外部評価を実施していくということ、そしてその実施に当たっては、より幅広い市民ニーズを取り入れる手法と評価にかかるコストをできるだけ抑えて実施することとしている。

「2 外部評価の目的」については、まず、1点目「行政サービスの受益者等の立場から内部評価の客観性及び妥当性を検証すること」としている。この点については、例えば他市の外部評価では、施策や事業の中身、実施方法等を検証し、評価、改善を提言していくという外部評価もあるが、当市では、市が行う内部評価が、適正に行われているかを外部の視点から評価していくことにしている。また、2点目として「効率的かつ効果的な進行管理への助言」、3点目として、「行政の透明性の向上と市民との情報共有」をあげている。

「3 評価対象」については、総合振興計画基本構想65の施策としている。「第四次和光市総合振興計画基本構想」57ページに記載の体系図のとおり、目指す都市像「みんなで作る 快適環境都市 わこう」が一番上にあり、これを達成するための基本目

標として4つ、「Ⅰ快適で暮らしやすいまち（都市基盤）」、「Ⅱ自らが学び心豊かに創造性をはぐくむまち」、「Ⅲ健やかに暮らしみんなで支え合うまち」、「Ⅳ安らぎと賑わいある美しいまち」がある。その下に、それぞれ基本施策があり、その下に施策が65施策ある。今回の評価では、この65施策を評価していくことになる。

また、この基本構想では、今後10年間における重点的な取組として2つの重点プランを設定している。基本構想52ページのとおり、重点プラン1として「安全で暮らしやすいまちづくりプラン」、重点プラン2として「安心していきいきと暮らせるまちづくりプラン」が設定されている。その取組として、重点プラン1は4つの取組、重点プラン2は5つの取組を定めており、この重点プランの9つの取組が、先ほどの65施策のどの施策に該当するかについては、基本構想の59ページのとおりである。

評価対象となるのは全65施策となるが、時間の制約があり、1年間で全て65施策を評価して行くのは、難しい。そこで、重点プランの9つの施策については、毎年度評価していき、残りの56施策については、3箇年で評価していく。平成24年度は、まず、重点プランの9つの施策を評価し、そのあと、重点プラン以外の20の施策を評価していく。そして、平成25年度は、重点プランの9施策、その後、残りの施策のうち平成24年度に評価していないもののうちから20施策という流れになる。

「4 評価組織」については、外部評価する組織は、この「総合振興計画審議会」となっている。

「5 評価の方法」については、基本的な考え方としては、「内部評価の結果が適正であるかどうか、妥当であるかどうかについて評価すること」である。具体的方法としては、重点プランに関する施策については、2部会を設置して評価する。そして、施策の達成度や今後の施策の方向性について評価を行っていく。次に、重点プラン以外の施策については、4つの部会を設置して評価する。そして、施策の達成度や施策の優先度について評価していくことになる。最終的には、年度で1年間の評価結果を市へ報告・答申していただくことになる。

「6 全体の流れ」については、先ほどの議事で説明させていただいたとおりである。

「7 評価結果の活用」については、評価をしていただいて、市へ報告・答申をしていただくが、最も重要なことは、頂いた評価結果をいかに今後の施策、事業等に結び付けていくかということであると考えている。外部評価した結果をどこに反映させていくかということについては、まず、7月に策定する翌年度の「行政経営方針」である。現在、5月に内部評価として、平成23年度に実施した事業・施策の行政評価を実施しており、その結果を基にして、7月に翌年度、平成25年度の「行政経営方針」を定めることになる。本来ならば、この審議会において7月までに全ての評価を終え、その結果を外部評価として報告・答申し、行政経営方針の策定の際に活用できることが望ましいと理解している。しかし、時間的な制約等から全ての評価を実施することができないため、まず、重点プランの9つの施策について6月に評価を実施し、その結果を、7月の経営方針を策定する際に活用する。年度の終わりに今年度の評価結果を市へ報告・答申するので、重点プランの施策の評価が終わった6月の段階では、市への中間報告的な形になる。

また、重点プラン以外の施策の評価結果や意見、考え方については、随時、施策の担当部局へ情報提供するなど、できるだけ早い時期に反映できるように努め、また、翌々

年度に向けた経営方針へ活用されることになる。

最後に、「8年間会議スケジュール」については、今日の会議を入れて、全部で8回を予定している。第2回、第3回を2部会で6月に開催し、重点プランに関する施策、9施策を評価する。次に、9月から4つの部会にわかれ、重点プラン以外の施策、20施策を評価していき、最後にまとめていくという作業を行っていく。

イ 質疑応答

関口委員

実施要領1ページ目「2外部評価の目的」の「行政サービスの受益者等」という記載について、昨年度の審議会での議論がありましたが、「等」という表現をした経緯を、皆さんとの意思共有のため、ご説明いただけますでしょうか。

中村委員

昨年度の会議要旨にも記載されていると思いますが、市民以外の企業の方や学識の方も参加されるため、そのような表現にしたと思います。

事務局

中村委員のおっしゃるとおり、「行政サービスの受益者等」の「等」については、昨年度の審議会でも議論されましたが、「行政サービスの受益者」である市民だけではなく、企業などの代表の方や学識経験者なども外部評価に参加するため、「行政サービスの受益者等」としております。

藤川委員

全体の枠組みについてお伺いします。総合振興計画基本構想については、一昨年度の3月にまとめたものとのことですが、このような審議会での審議を経てまとめたものでしょうか。

事務局

条例上同じ位置付けである、この総合振興計画審議会でも審議をいたしましたものです。

藤川委員

この基本構想に位置付けられている施策が65あるとの説明でしたが、この施策そのものの見直しはしていくのでしょうか。平成32年度までこの施策のままを進めるのでしょうか。

事務局

10年の計画期間において、施策については、社会経済情勢や様々なニーズの変化に合わせて5年ごとに見直しをすることとしています。なお、将来都市像については、計画期間の平成32年度まで変えるものではありません。

藤川委員

その見直しの際は、この審議会でも審議をするのでしょうか。

事務局

はい、審議することとなります。具体的には、この審議会でも素案を審議していただくことになると思います。

藤川委員

当面この65施策について、我々も一緒に進行管理にさせていただくのですが、施策自体がやや抽象的に書かれています。例えば、施策4「良好な居住環境の形成」と幅広く書かれており、それ自体は結構なのですが、施策に基づいて行われている事業内容で

は不十分だといったことや、もっとこういうことをしなくてはならないといった提案は可能なのでしょうか。

事務局

今回の外部評価は、施策そのものを評価するものではなく、市の内部評価が妥当かという評価になります。ただし、外部評価の詳細については後ほど説明しますが、定性的な評価の部分で、藤川委員がおっしゃっていただいたような意見を部会としてまとめて、評価とすることは可能です。

藤川委員

施策評価表に「今後の施策の方向性」の記載欄がありますが、この欄に意見を記載していけるということでしょうか。

事務局

この施策評価表は、あくまで内部の評価表になりますので、今回の審議会でこの欄に記載するものではありません。この内部評価の資料を見て、内部評価が妥当かどうかを審議会でも評価していただきます。

基本的には、施策そのものを、必要であるかそうではないか、より進めていくべきだといった評価をするものではありません。なお、審議会での意見については、後ほど説明いたします外部評価シートに記載していくことになります。

藤川委員

市内部で高い評価をしている施策を否定するという事はないと思いますが、大きい枠組みの施策に関して、こういうものも必要だという意見を言える仕組みがあれば、今回の審議会においてやりがいが出ます。ただ、市の内部評価を評価するという事だけでは、役割が小さいです。色んな経験のある方がいらっしゃるのだから、意見を言える仕組みがあってほしいと思います。

事務局

平成23年度の審議会において、外部評価についてどのように進めるのかということを一年間ご審議いただきまして、他市においては、施策そのものを評価している事例もありますが、和光市では内部評価が妥当かどうかを評価するという答申をいただいており、この答申に沿って、今年度は外部評価を行っていきます。

中村委員

事務局としては、外部評価によって、施策65本に新たな施策を追加して、施策66本にすることは考えていないということですね。ただし、施策の現状を見て、内部評価で現状維持の方向性となっていれば、それは違うと意見することができるということだと思います。また、何か施策の中で、新たな取組など、お薦めの取組があれば、それを定性的評価で部会として意見として出すことはできるということだと思います。そうすれば、藤川委員がおっしゃっているようなことも可能ではないのでしょうか。こういった理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい。後ほど説明しますが、定性的評価の部分でそのような意見をいただければと思います。

藤川委員

中村委員のおっしゃったような取り組みができれば、いいと思います。

宍戸委員

重点プランに該当する施策9本と残りの56施策の3分の1ずつ外部評価することですが、外部評価しない施策については、内部評価をしていることと思いますが、どのように行うのでしょうか。

事務局

行政評価委員会で議論を重ねて、公表しているところであります。本来であれば、全施策を毎年度外部評価するのが望ましいですが、時間的制約があるため、重点プランに該当する施策9本は毎年度外部評価し、残りの65施策については3年間かけて3分の1ずつ外部評価を実施していきます。

泉委員

全体的なことですが、基本構想の10年スパンで65施策があり、3年間かけて評価していきますよという説明でしたが、先ほど全部で300施策あるというお話でしたが、残りの施策はどのようになりますでしょうか。

事務局

施策は65ありまして、その施策の下に位置付くものが事務事業です。その事務事業が約300あるということですので、事務事業評価もしております。本来なら300事業見ることも大切だと思いますが、時間の制約上、また総合振興計画の進行管理という観点から、事務事業の上の段階である施策を評価していただくこととなります。

泉委員

先ほど、施策と事務事業の関係は「目的と手段」の関係との説明がありましたが、それでは、今回は目的について外部評価するというのでしょうか。

事務局

階層となっておりますので、施策と事務事業の関係についてのみ言えば、そのように言えます。しかし、基本構想56ページの施策体系図にありますとおり、事務事業は一番下に位置付くもので、施策はそれより上に位置付く目的となりますが、一方、総合振興計画の将来都市像の実現の手段になっておりまして、一番の目的は将来都市像の実現、つまり、この計画の達成となります。

(4) 外部評価の進め方について

ア 事務局説明

外部評価の進め方は、まず、「1 資料配付」を行う。評価を行う資料は施策評価表となる。

次に、この施策評価表を事前に郵送配付するので、「2 資料確認」として、事前にその内容を確認していただく。

「3 事前質問提出」として、施策の概要や指標などの状況をより理解するために、また、当日議論をより深めるために、この時点で質問があれば、事前に質問を提出いただき、担当課に回答の準備をお願いすることを予定している。ただし、昨年度の審議会の答申や、先ほどの実施要領でも説明したとおり、評価にかかるコストを抑えるという意見もいただいているので、最小限のものでお願いしたい。

「4 評価当日」としては、部会に分かれ、まず、施策評価表に基づく施策概要の説明を、担当課職員が施策評価表に基づき行う。次に、事前に頂いた質問があれば、これ

について回答・説明し、委員の皆さんから施策評価表についての質問・ヒアリングを行う。そして、評価シートへの点数などを記載する。そして、個人の評価が終わったら、各委員がどのように評価したか部会内で紹介していただき、意見交換をする。その後、部会としてまとめて、内部評価が適正であるのか、妥当であるのかをまとめていただく。なお、1施策を約1時間で行うことを予定しており、1回の会議で2つか3つの施策の評価を実施することとなる。

最後に、「5 全体会」として、部会でまとめたものを全体会に報告していただく。

具体的な評価方法については、外部評価シートに記載していく。まず、「評価日」、「委員名」、「施策番号」及び「施策名」について、記載する。次に、具体的な評価の中身については、4つの項目について評価、点数付けをする。

まず、これまでの施策が順調に行われてきたかという視点で、平成23年度に行った内容について、「施策の達成度」として、①指標の達成度の妥当性、②取組内容の評価の妥当性、③総合評価の妥当性を評価する。次に、これを踏まえて、「今後の施策の方向性」として、④今後の施策の方向性の妥当性について評価していく。それぞれについて、内部評価が妥当であると思えば、「3点、妥当性あり」をつけ、妥当ではないと思えば「0点、妥当性なし」をつけることになる。

外部評価シートの「①指標の達成度の妥当性」は、施策評価表の右上にある「2 施策指標の達成度（定量的評価）」が該当する。内部評価では、施策における各指標が順調かどうか、その達成度をA, B, C, Dで評価している。右隣には、その理由が書かれている。今回の外部評価では、この内部評価が妥当かを評価する。例えば、内部評価で「A」と評価された場合、今回の外部評価では、この指標などを見て、その通りだと判断すれば、3点をつける。反対に、目標を大幅に下回っている、達成度が低いので、本当は、「A」の評価ではなく、「C」や「D」と評価すべきであり、内部評価は妥当でないと判断すれば、点数は1点や0点となる。

次に、「②取組内容の評価の妥当性」については、「施策評価表」の左側中央、「3 施策の取組内容の達成度（定性的評価）」が該当する。平成23年度の取組内容の評価として、指標では表せないものの「活動の成果・進捗状況」、「未達成事項・解決していない課題」として記載されているので、この内部評価が妥当であれば3点を、妥当ではないと感じれば1点、0点をつけることになる。

次に、「③総合評価の妥当性」については、「施策評価表」左下の「4 これまでの取組に関する施策全体の総合評価」が該当する。総合評価、その理由、当市のサービス水準、その理由の欄を見ていただき、同じように、内部評価が妥当かどうかを判断していただき、点数をつけていく。

最後に、「④今後の施策の方向性の妥当性」については、施策評価表、右下の「5」と「6」の「今後の施策の方向性」が該当する。内部評価が示した今後の方向性について、妥当であるかどうかについて、点数をつけることになる。

その後、4項目の評価点数を合計する。重点プランは2部会で評価するので、1部会9名となる。9名の合計が今回の外部評価の結果となる。9名の合計が、85点ならば、82～108点の区分に該当し、内部評価は「適正な評価が行われている」と、この審議会で判断することになる。また、合計が35点ならば、28～54点の区分に該当し、内部評価は「妥当な部分はあるが、どちらかというと適正な評価が行われていない」と

判断することになる。

なお、「外部評価シート」の4項目の点数評価の隣に、「評価に対するコメント」という欄があり、なぜ、その点数としたのか、具体的な理由などがあれば、記載いただく欄となっている。

そして、「外部評価シート」の「(3) その他」の欄については、これまで内部評価が妥当かどうか、点数評価を行ってきて、この施策に対して、評価項目以外、点数評価以外で何かご意見があれば記載していただく欄となっている。

評価のまとめ方については、まず「外部評価シート」に各委員さん個人で記載していただき、各委員評価の紹介・意見交換を行う。この進行は、部会長にお願いすることになるが、まず、評価項目①について、各委員さんから一人ずつ、順に点数を発表していただく。そして、例えば、最高点の3点、最低点の0点をつけた委員の方からコメントを発表してもらいなどし、部会の意見を皆さんで共有してもらいたい。その後、②、③、④の評価項目について、繰り返して評価をしていく。そして、これまでの評価点数を集計し、評価の4区分から、内部評価が、適正な評価が行われているのかどうかを判断していただく。

最後に、その他意見があれば発表していただく。今回の外部評価は内部評価が適正であるか、妥当であるかを確認するもので、点数付けの箇所に重点を置いている。しかし、点数では表せない部分もあると思うので、この欄を設けている。様々な意見が出てくるのが予想されるが、今回は、外部評価として市へ提案、答申した方がいいという意見について、部会でまとめていただきたい。

市への報告する様式としては、配付資料の外部評価シートの「裏面」のような形を想定している。評価点数により、評価結果を導き出して、部会の意見を加えるというもので、部会におけるまとめ方としては、この様式に記載できるような方向性で協議していただきたい。

なお、外部評価シートの「評価に対するコメント」で提出された意見や、「(3) その他」でも部会の意見としては採用されなかった少数意見などについても、全て担当課へ報告させていただきたいと考えている。

最後に、配付資料7の「6 備考」のとおり、重点プラン1「安全で暮らしやすいまちづくりプラン」部会（安全部会）では、重点プラン1の4つの取組に対して、4つの施策を評価していく。重点プラン2「安心していきいきと暮らせるまちづくりプラン」部会（安心部会）では、重点プラン2の5つの取組に対して、5つの施策を評価していく。

なお、重点プランは2日間で評価する。安全部会は、1日目の部会で2施策、2日目の部会で2施策を評価し、安心部会は、1日目で3施策、2日目で2施策を評価する。2日目の部会の評価終了後、全体会を開催して確認する。

イ 質疑応答

藤川委員

事務事業については2次評価、施策評価については3次評価されたものを外部評価するというのでしょうか。

事務局

事務事業については、1次評価は担当者、2次評価を担当課長が行っております。な

お、事務事業については、外部評価はいたしません。外部評価する施策については、内部評価では1次評価を担当課長、2次評価を行政評価委員会で行い、その評価結果を外部評価していただきます。

藤川委員

事務事業評価は担当責任者の評価が最終となっていますが、担当責任者の評価は甘くなるので、こういうものこそ第三者の客観的な評価が必要ではないでしょうか。反対に担当責任者以外の第三者が評価をしている施策については、我々の評価も同様の結果になるのではないのでしょうか。

また、施策の目標については、数字による目標になっておりますか。定性的なものになりますでしょうか。

事務局

第四次和光市総合振興計画基本構想を策定する際に、定量的に目標を定めるようにしまして、この基本構想には施策指標を設定しておりまして、目標値は数字で設定しています。

藤川委員

この外部評価で目標値の設定が妥当かどうかを評価できるのでしょうか。目標値を達成していれば内部でも外部でも達成していると評価されます。しかし、目標値が低いと考えれば、目標値の設定が妥当ではないという評価が可能でしょうか。

事務局

この目標値の設定についても、先ほどお話ししました5年の見直しの際に、社会情勢と合わせて見直しをすることになりますので、今回の外部評価において毎年度目標値の妥当性を評価するものではありません。

泉委員

6月までに外部評価して次年度に結び付けていくとのことでしたが、それは平成23年度実施したものについてということでしょうか。

事務局

はい、平成23年度に実施したものになります。

泉委員

そうしますと、6月以降の実施したものを結びつける際のタイムラグについては、どのようになるのでしょうか。

事務局

即反映できればいいのですが、現実的に難しいので、重点プランに該当する施策については6月までに外部評価をし、その評価結果を次年度に向けて反映し、残りの施策については、評価いただいた都度、実施計画や予算編成に可能な限り反映します。また、翌々年度の行政評価や行政経営方針に結び付けていくことを考えております。

関口副会長

藤川委員や泉委員から様々な意見がありましたが、一番大切なのは各委員が外部評価に対する共通認識を持つということで、その共通認識がないと、外部評価シートの記入作業そのものが難しいものになると思います。昨年は、トレーニングとして外部評価模擬実験を行い、やり方に対する共通認識を持つような機会がありましたが、今年度はどのように行うのでしょうか。

事務局

副会長がおっしゃったように、共通認識を持つことは重要になります。そのために、外部評価の進め方等に対する質問については、随時お答えしていきます。また、ある程度の人数の方から要望があれば、勉強会のような場を設けることを検討しています。

花輪会長

事務局で勉強会についてご説明がありましたので、もし要望があればお願いしたいと思います。

事務局

6月中は議会もありますので、調整いたしまして、できるだけ意向に沿っていきたいと思いますので、メールでも電話でも構いませんので、要望の声を出していただければと思います。

花輪会長

様々な意見が出ましたので、皆さんが貢献したいという意向を生かせる方法を模索したいです。

事務局

外部評価のあり方については、昨年度の総合振興計画審議会で審議し、答申が出ております。基本はこの答申にまとめられた、外部評価のあり方に沿って行っていきます。それぞれの事務事業について意見があろうかと思いますが、ここでは総合振興計画の進行管理という位置付けで評価していただくことで、ご理解いただきたい。個々の意見もあろうかと思いますが、個々の意見については、定性的評価の中で言及していただければと思います。

なお、昨年度の答申については、後日郵送させていただきます。

金子委員

評価を進める際には、ある程度縛りをかけないと、とてもまとまりません。また、中心市街地の活性化などの新たな取組などについて議論するためには、別の審議会などでの議論が必要になるものだと思います。もし、新たな取組などをすべきというような意見が多数出れば、会議当日でまとめることはできません。

例えば、駅前に駐車場及び駐輪場を作るといったことは区画整理事業の中には入っていません。また同様に、和光市の場合は副都心線も東上線も外環もあり、交通の条件がいいですが、こういったことも区画整理事業に含まれてはいません。けれども、北口の中心市街地の活性化や将来的なまちづくりには必要な議論になります。

しかし、このようなことを議論しようとしたら1時間や2時間ではとても終わらないですし、これらの意見をまとめるのは非常に至難です。今やっている区画整理事業の進捗を評価することはできますが、このような議論は容易にまとめることはできません。非常に難しいところです。

花輪会長

原則に沿って、外部評価を進めていくこととしますが、委員の皆さんの意見をできるだけ反映できるように調整を図っていきたいと思います。

(5) 部会の設置・部会長の選出について

ア 事務局説明

重点プランの評価は、2つの部会で行うため、2つの部会に各委員の方の所属を決める必要があり、総合振興計画審議会条例では、「各委員が属する部会は、会長が指名する」となっている。

事務局で部会の構成案を作成した。まず、各団体から選出されている委員の方については、選出団体に関係するだろう施策がある部会に振り分けている。また、5名の公募委員の方については、事前に希望を確認して、所属を決めている。そして、幅広く意見をいただくために、学識経験者として委員をお願いしている委員の方については、2人ずつ分けている。

その結果、公募委員さんの数が4人と1人と少し偏っているが、団体選出委員との関係、また、今回の審議会は全部で18人のため、安全部会9人、安心部会9人というところを調整した上で、部会の構成案を作成した。

イ 質疑応答・結論

事務局案のとおり部会を設置する。

ウ 部会長の選出について

安全部会の部会長に金子委員、安心部会の部会長に荒木委員が選出された。

7 その他

事務局から、次回の会議の日程（6月25日（月）、6月28日（木））及びその他事務連絡を行った。

閉会